

## 環境バイオマス総合対策推進事業（拡充）

【352（337）百万円】

### 対策のポイント

食料自給率の低い我が国において、地域に眠る未利用バイオマスの調査、シンポジウムの開催等による地域の関係者の意識改革、地域での農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組により、食料と競合しない日本型バイオ燃料の生産拡大に向けた国民運動を展開します。

（未利用バイオマスからのバイオ燃料生産可能量）

稲わら等の収集・運搬、稲わらや木材等からエタノールを大量に生産する技術の開発等がなされれば、2030年頃には草本系（稲わら、麦わら等）からは180～200万kl、木質系からは200～220万klの国産バイオ燃料の生産が可能と試算されています。

※「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」（平成19年2月総理報告）

### 政策目標

- セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030年頃に600万キロリットル）

#### <内容>

##### 1. 地域に眠る未利用のバイオマス等の全国的調査

日本全国津々浦々に眠る稲わら、間伐材等の未利用バイオマスを発見するため、各ブロックごとに実地調査を実施します。

併せて、ポスト京都議定書の枠組づくりに向け、農地土壌や家畜排せつ物の取扱い、海藻の温室効果ガスの吸収などの論点等について、一定程度の傾向値を早急に把握するための調査を実施します。

##### 2. シンポジウム等を活用した意識改革

北海道洞爺湖サミットの開催に向け、農林水産業を通じた地球環境保全に関する国民の意識改革を図るため、地域の関係者（生産者、消費者、産業界、マスコミ等）が一体となって行うシンポジウム等の普及・啓発活動を支援します。

また、普及・啓発活動の一環として、地域住民が参加する実地体験活動への支援を併せて実施します。

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <事業実施期間>

平成20年度～平成22年度

〔担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8056(直)）〕

# 環境バイオマス総合対策推進事業【352(337)百万円】

## ～地域の農林水産業から、地球環境の未来を考える～

- 地域段階でのバイオマス賦存量や地球環境関係の国際交渉における様々な論点を現地調査・検証
- 国民の意識改革を図るため、検証結果をシンポジウム等を通じて普及・啓発
- 普及・啓発の一環として、地域住民が参加する環境バイオマスの実地体験を支援

### 農林水産地域環境保全状況調査事業

- ◆ 日本全国津々浦々に眠る稲わら、間伐材等の未利用バイオマスの賦存量を調査
- ◆ 併せて、農地土壌や家畜排せつ物の取扱いなど、今後の国際交渉における様々な論点を調査

#### 実地調査・分析 (全国)

- ▼ 今後の地球環境関係の国際交渉で想定される農地土壌のCO2吸収等主要な論点について、傾向値を把握するための網羅的な調査を実施
- ▼ 調査結果を踏まえ、農林水産業がいかに関与し、環境保全に貢献しているかを検証し、取り組むべき課題及び対応策の検討に資する

(例)



未利用バイオマスの賦存量



家畜排せつ物の管理

### 農林水産地域環境保全意識改革事業

- ◆ 地域のバイオマス賦存量や地球環境保全における農林水産業の役割に関する検証結果を普及・啓発
- ◆ 普及・啓発の効果を一層高めるため、地域住民による環境バイオマスの実地体験を実施

#### シンポジウムの開催、実地体験 (全国、ブロック)

- ▼ 地域段階及びブロック段階において、全国調査を踏まえた検証結果を普及・啓発するためのシンポジウムを開催
- ▼ 実際に、地域住民が未利用バイオマスを収集して施設園芸等に活用する等の実地体験を実施し、自らの問題として地球環境保全に取り組む意識を醸成
- ▼ 我が国の取組を国際シンポジウムを通じて発信



## 農林水産業の役割を発見

## 普及・啓発、意識改革